特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
3	沼津市後期高齢者医療に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

沼津市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

静岡県後期高齢者医療広域連合と沼津市が連携して事務を行うにあたり、専用回線を使用した伝送用端末には、連携の際の漏洩等を防止するため、起動時ユーザID及び静脈認証とパスワードを設定し、またウィルス対策措置も講じております。

評価実施機関名

沼津市長

公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

_I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務					
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基く条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。 ①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、静岡県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ③特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑤療養費等の給付に関する連携情報を管理する。 ⑥療養費等の給付に関する連携情報を管理する。 ⑦被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。					
③システムの名称	後期高齢者医療市町村システム 静岡県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 番号連携サーバ(統合宛名システム) 中間サーバ					
2. 特定個人情報ファイル	ž					
後期高齢者医療ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	「番号利用法」(平成25年5月31日法律第27号)第27条 ・第9条第1項 別表第一の第59の項 「番号利用法」別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第46条					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	「番号利用法」第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・83の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・80・82の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	国民健康保険課					
②所属長の役職名	国民健康保険課長					
6. 他の評価実施機関						
後期高齢者医療広域連合						
7. 特定個人情報の開示・	丁正·利用停止請求					
請求先	〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所 総務課 電話055-934-4712					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所 国民健康保険課 高齢者医療係 電話055-934-4728					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和3年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	3年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
_	項目評価				<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評	価書又は全耳	項目評価書において、リス <i>(</i>	ク対策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除ぐ			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供	を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監		
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	所属長	井川 博幸	遠藤 昭男	事後	
平成28年4月1日	請求先	市民相談センター 電話055-934-4703	総務課 電話055-934-4712	事後	
平成31年4月1日	1-③システムの名称	後期高齢者システム	後期高齢者医療市町村システム	事後	
平成31年4月1日	1-③システムの名称	総合宛名システム	番号連携サーバ(統合宛名システム)	事後	
平成31年4月1日			国民健康保険課 高齢者医療係	事後	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部 署(所属長の役職)	久保田 弘行	国民健康保険課長	事後	様式改正による
	Ⅰ 4-②法令の追記	(情報照会)・82の項	・80、82の項	事後	
令和2年8月1日	特記事項	記載なし	静岡県後期高齢者医療広域連合と沼津市が連携して事務を行うにあたり、専用回線を使用した 伝送用端末には、連携の際の漏洩等を防止す るため、起動時ユーザID及び静脈認証とパス ワードを設定し、またウィルス対策措置も講じて おります。	事後	5年経過前の評価再実施 記入漏れ箇所を記載
令和2年8月1日	1-⑥他の評価実施機関 記載なし		後期高齢者医療広域連合	事後	5年経過前の評価再実施 記入漏れ箇所を記載
令和3年4月1日	Ⅱ-1,2 いつの時点の計数か		令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日		行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。)	以下「番号利用法」という。 と追記	事後	
令和3年9月1日	I 3 法令上の根拠 の表記	番号法	番号利用法	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ 4-②法令の表記	「番号法」第19条第7号	「番号利用法」第19条第8号	事後	令和3年9月1日施行の「番号 利用法」の改正による号修正